

# 「タクシー乗車券」 利用終了に伴う 払戻し手続きのご案内



平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、長崎タクシー共同集金株式会社は、2026年3月31日で利用終了しました「タクシー乗車券」につきまして、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、次のとおり払戻しを行います。

## 1 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

長崎タクシー共同集金株式会社

## 2 払戻しに係る前払式支払手段の種類

有効期限のないすべてのタクシー乗車券が対象

- ・タクシー乗車券【商品券タイプ】  
500円券（ホログラムあり）、  
500円券、700円券、1,000円券
- ・タクシー乗車券【セット販売分】  
100円券、200円券、500円券、  
10円券、20円券、50円券、70円券



## 3 払戻しの申出期間

2026年4月1日(水)



2026年9月30日(水)

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、  
この払戻し手続きから除斥されます。



## 4 払戻し申出の方法

窓口へ対象のタクシー乗車券及びご本人確認書類（運転免許証等）をご持参ください。  
「タクシー乗車券 払戻依頼書」に必要事項を記入していただき、現金にて払戻しいたします。  
※窓口の受付時間は午前9時～午後5時まで（土日祝日は除く）

お問い合わせ先  
及び払戻し窓口

〒850-0862

長崎市出島町12番20号 長崎タクシー共同集金株式会社 総務・経理課

TEL: 095-825-4191 受付時間は午前9時～午後5時まで（土日祝日を除く）